



発行 東京都

目次

- 総合特別区域法による特定国際戦略事業を実施する法人の指定……………一
(知事本局国家戦略特区推進部国家戦略特区推進課)……………一
- 特定計量器定期検査の実施(三件)……………一
(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………二
(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四
(同)……………四

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六
(同)……………六
- 土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数……………七
(都市整備局市街地整備部管理課)……………七
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………七
(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八
(産業労働局商工部地域産業振興課)……………八

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………八

雑報

○東京都職員共済組合障害審査委員規程の一部を改正する規程……………九
(東京都職員共済組合)……………九

告示

●東京都告示第八百七十八号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六條第一項に規定する指定法人に係る指定を次のように行ったので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七條第十項の規定により告示する。

平成二十六年六月九日

名称	主たる事業	所所在地	指定年月日	指定有効期限
森ビル株 式会社	東京港区六本 木六丁目十番一 号六本木ビルズ 森タワー	東京港区六本 木六丁目十番一 号六本木ビルズ 森タワー	平成二十六年 五月二十三日	平成二十八年 三月三十一日

●東京都告示第八百七十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九條第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九條第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 舛添 要一

一 検査地域 東大和市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)
ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十六年七月十七日から同年八月一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関 の名称

●東京都告示第八百八十号

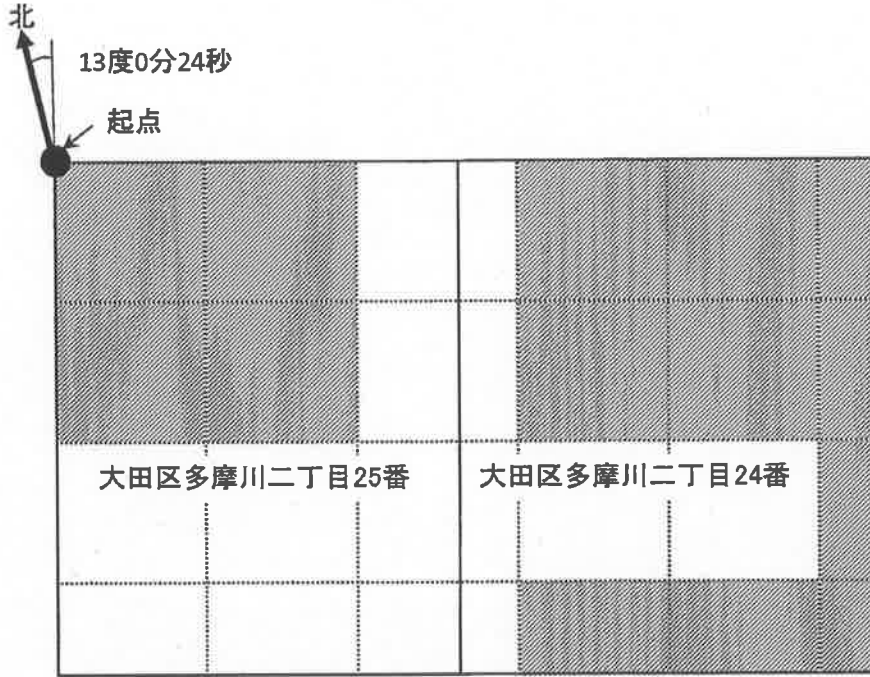
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九條第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九條第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 舛添 要一

検査地域 東久留米市

別図



【起点】
 起点は、大田区多摩川二丁目25番の最北端とする。

【格子の回転角度】 13度0分24秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 ■ 指定を解除する区域
 — 筆境界
 □ 単位区画

●東京都告示第八百八十四号

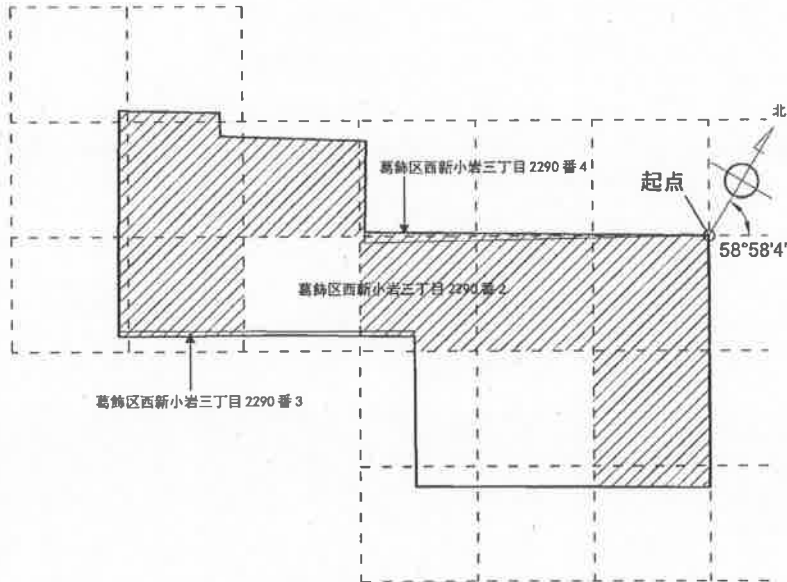
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区西新小
 岩三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
 物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及
 びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



起点
起点は、葛飾区西新小岩三丁目 2290 番 4 の最北端とする。
格子の回転角度 58° 58' 4"
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。
凡例
— : 敷地境界
— : 筆境界
- - - : 単地区画
▨ : 形質変更所要届出区域

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハーモニー協会

三 代表者の氏名

中山 董治郎

四 主たる事務所の所在地

東京都小金井市本町五丁目三十九番二十三号 Tコー

ポ

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、知名度は低いが安全で良質な生産品を発掘し、消費者へ普及を図る。自力で消費者への働きかけができない生産者の掘り起こしを行い、消費者へは、きめ細かな生産品情報を、店舗及び定期機関紙・電磁的方法をもって提供する。



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(六件)……………(同)…四
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(建設局河川部指導調整課)…一〇
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…三
- 東京都功労者表彰……………(福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課)…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…二六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…二六
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)…二六
- 争議行為の予告……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)…一七
- 肥料検査成績の公表……………

告示

- ……………(産業労働局農林水産部畜保健衛生所)…二七
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………(東京都収用委員会)…二八
- 平成二十八年度防火管理講習(臨時)及び防災管理講習(臨時)の実施……………(東京消防庁)…一〇

東京都告示第千八百四十一号

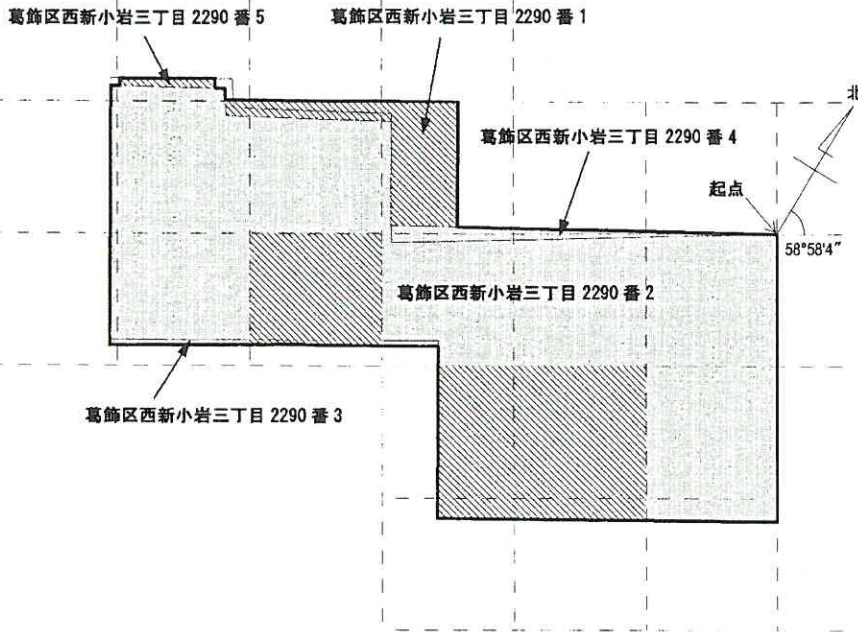
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区西新小岩三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、葛飾区西新小岩三丁目 2290番 4の最北端とする。

【格子の回転角度(58度58分4秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 調査対象地(形質変更範囲)
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- ▤ 形質変更時要届出区域
(平成26年東京都告示第884号により指定した区域)

◎東京都告示第千八百四十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千六百四十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区西伊興町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去